

1. 件 名：実機材料の貸与に関する打ち合わせ
2. 日 時：令和2年2月17日(月)13時30分～14時30分
3. 場 所：原子力規制庁 16階A会議室
4. 出席者：

原子力規制庁長官官房技術基盤グループ

システム安全研究部門 池田上席技術研究調査官、渡辺技術研究調査官
技術基盤課 皆川技術研究調査官

関西電力株式会社：2名

中部電力株式会社：1名

東京電力ホールディングス株式会社：1名

原子力エネルギー協議会：1名

5. 要旨

原子力規制庁（以下「規制庁」という。）より、規制庁が新規安全研究プロジェクト「実機材料等を活用した経年劣化評価・検証に係る研究」（令和2年度から6年度に実施を予定）（以下「実機材研究」という。）において使用する目的で実機材料の貸与を受ける場合における実機材料の管理区域外への持ち出しの手続きについて質問した。これに対し、関西電力株式会社（以下「関西電力」という。）より、同社においては、サーベイにおいて実機材料の表面汚染密度が基準以下であることが確認された場合は、そのまま持ち出しが可能となること及び通常の手続きにおいては検査結果を示す資料等は発行されないことについて説明があった。これに対し、規制庁より、実機材料を貸与いただく場合には、サーベイ結果を記載した資料も併せて提供いただけるか検討を依頼した。

次に、規制庁より、規制庁への実機材料の輸送方法について質問した。これに対し、関西電力より、前述のサーベイにおいて持ち出しが可能となった場合、輸送方法は一般品と同様に取扱うことで問題ない旨回答があった。

さらに、規制庁より、規制庁が関西電力より貸与を受けた実機材料を用いて試験を行った後の実機材料の残材の取扱いについて質問した。これに対し、関西電力より、試験後の供試体等を含め全ての残材を規制庁から関西電力に返却する必要があること及び返却後は関西電力が放射性廃棄物として処理する旨説明があった。

6. その他：提出資料なし